

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」第7条の規定に基づき、利府町営住宅建替事業を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的な評価結果を公表する。

令和6年5月30日

利府町長 熊谷 大